

(議提議案第 3 号)

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

議長 三 浦 和 一 様

提 出 者	議 員	富 岡 信 吾
〃	〃	山 下 一 男
〃	〃	鈴 木 理 裕
〃	〃	守 屋 淳
〃	〃	黒 澤 三千夫
〃	〃	大 山 美智子

議案提出について

令和２年第４回市議会定例会（１１月３０日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第３号〕 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔理由〕 議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議員の期末手当支給割合の改定を行うため

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。